平成３０年監査公表第１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項の規定に基づき、平成２９年度財政援助団体監査を実施し、その結果について同条第９項により次のとおり公表する。

平成３０年１月２３日

扶桑町監査委員　　岩　本　幸　松

扶桑町監査委員　　佐　藤　智恵子

財政援助団体監査報告書

１．監査の種類

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項に基づく監査（財政援助団体監査）

２．監査の対象

平成２８年度及び平成２９年度の社会福祉法人扶桑町社会福祉協議会（以下「監査対象団体」という。）に対する補助金に係る出納その他の事務及び本町からの財政援助に係る事務

３．監査実施日

平成３０年１月１１日（木）

４．監査の方法

監査対象団体の事務及び当該団体に関する町の事務が、関係法令に基づき適正に執行されているか、補助金は交付条件に従って使用されているか等について監査を実施しました。また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者からの説明を聴取しました。

５．監査の結果

監査対象団体に係る出納及びその他の事務の執行については、概ね適正と認められました。

なお、特に指摘する事項はありません。

６．監査意見

今回主眼とした社会福祉協議会補助金は、協議会事務局職員人件費と社会福祉協議会が補助する社会福祉活動団体への補助金である。

協議会事務局職員においては、社会福祉活動の強化を図るため、地域ボランティアの育成を積極的に行い、ボランティア、福祉、医療などの関係者、行政機関の協力を得て、住民のだれもが安心してくらすことができるよう実行されているところです。

また、補助対象である社会福祉活動団体補助金については、団体との積極的なコミュニケーションを図って活動を支援しているところです。

社会福祉協議会がスローガンに掲げる「思いやり　やさしい愛で　まちづくり」を目指し、地域福祉および在宅福祉活動への取組が継続して行われるよう活動の充実に努めていただきたいと思います。